

◎青少年健全育成条例施行規則

制定	昭和三十五年三月三十一日	規則第三十九号
改正	昭和五十二年十月十八日	規則第六十三号
	昭和六十年八月二十三日	規則第六十三号
	昭和六十年十月十一日	規則第五十二号
	平成八年五月二十八日	規則第四十六号
	平成十四年三月十九日	規則第二十七号
	平成十七年三月二十五日	規則第六十七号
	平成十七年七月十四日	規則第一三七号
	平成十九年十二月七日	規則第一〇八号
	平成十九年十二月十八日	規則第一一二号
	平成二十年三月二十五日	規則第三十三号

(趣旨)

第一条 この規則は、青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定める。

(興行者の表示)

第二条 条例第十七条第五項の規定による表示は、様式第一号によつて行うものとする。

(有害図書の内容)

第三条 条例第十八条第二項第一号の規則で定める写真又は絵および同項第二号の規則で定める場面の内容は、全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態に係る写真若しくは絵又は場面(陰部を覆い、ばかし、又は塗りつぶしたものを含む。)にあつては、第一号から第六号までの、性交又はこれに類する性行為を被写体とした写真又はこれに類する性行為を被写体とした写真(陰部を覆い、ばかし、又は塗りつぶしたものを含む。)にあつては第七号から第十一号までのいずれかに該当するものとする。

廣女性の大腿部を開いた姿態
廣陰部又は臀部を誇示した姿態

- ・ 自慰の姿態
- ・ 女性の排泄の姿態
- ・ 女性の愛撫の姿態
- ・ 男女の愛撫の姿態
- ・ 緊縛の姿態
- ・ 男女の性交又は性交を明らかに連想させる行為
- ・ 男女の性交に類似する行為
- ・ 強姦その他の凌辱行為
- ・ 同性間の性行為
- ・ 変態性欲に基づく性行為

(有害図書の陳列方法)

第四条 条例第十八条四項の規定による有害図書類の陳列は、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。
廣営業場所に、間仕切り、ついたてその他の方法により容易に見通すことができない場所を設け、当該場所に有害図書類を陳列すること

- ・ 有害図書類を、他の図書類を陳列する棚から六十センチメートル以上離れた陳列棚に陳列すること
- ・ 有害図書類から二十センチメートル以上張り出す仕切板(透視できない材質のものとする。)を設け、当該仕切板と仕切板の間に、有害図書類をまとめて陳列すること
- ・ 有害図書類を、床面から百五十センチメートル以上の高さの位置に背表紙のみ見えるようにしてまとめて陳列すること
- ・ 前各号に掲げる陳列方法をとることが困難な場合には、有害図書類をビニール包装、ひも掛けその他の方法により、容易に閲覧できない状態にして陳列すること

(有害特定がん具等とする物品)

第五条 条例第十九条第二項第三号に規定する専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品であつて、規則で定める形状、構造又は機能を有するものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- ・ 廣性器の形状又は性器に著しく類似する形状を有する物品
- ・ 廣性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有する物品で、電動式のバイブレーターを内蔵し、又は装着できる構造を有するもの
- ・ 全裸又は半裸の人形(気体又は液体で膨脹させ人形となるものを含む。)

(図書類自動販売機等の設置等の届出)

第六条 条例第二十二條第一項の規定による届出は、様式第二号に次に掲げる書類を添付して行うものとする。
廣図書類自動販売機等管理者の就任承諾書
廣図書類自動販売機等の設置場所の見取図
・ 図書類自動販売機等の設置場所の提供者が当該図書類自動販売機等の設置を承諾したことを証する書面の写し

- 2 条例第二十二條第二項の規定による届出は、様式第三号又は第四号によつて行うものとする。

(図書類自動販売機等の届出済証等)

第七条 条例第二十三條第一項に規定する届出済証は、様式第五号によるものとする。
2 条例第二十三條第二項の規定による申請は、様式第六号によつて行うものとする。

(多数の青少年の利用に供される施設)

第八条 条例第二十五條第三項八号の規定する多数の青少年の利用に供される施設で規則で定めるものは、次に掲げるとおりと

する。
廣学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一二四條に規定する専修学校(高等課程を有するものに限る。)

- ・ 廣地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二四四條第一項の規定により設置されたスポーツ施設
- ・ 興行場法(昭和二十三年法律第一三七号)第二條第一項の規定による許可に係る興行場で別表一に掲げるもの
- ・ 主として青少年の研修又は宿泊の用に供する施設で別表二に掲げるもの

(図書類自動販売機等の表示)

第九条 第二十五條第四項の規則で定める事項は、住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)及び電話番号、図書類自動販売機等管理者の住所、氏名及び電話番号並びに図書類自動販売機等の設置年月日とし、その表示は、様式第七号によつて行うものとする。

(準用)

第十条 第六条から前条までの規定は、条例第二十六條の規定により条例第二十二條から条例第二十五條までの規定が準用される場合における特定がん具等自動販売機等を用いて業を行う特定がん具等取扱業者について準用する。この場合においてこれらの規定中「図書類自動販売機等管理者」とあるのは「特定がん具等自動販売機器等管理者」と、「図書類自動販売機等」とあるのは「特定がん具等自動販売機等」と、第六條第一項中「第二十二條第一項」とあるのは「第二十六條において準用する条例第二十二條第一項」と、「様式第二号」とあるのは「様式第八号」と、同条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「条例第二十六條において準用する条例第二十二條第二項」と、「様式第三号」とあるのは「様式第九号又は第十号」と、第七條第一項中「第二十三條第一項」とあるのは「条例第二十六條において準用する条例第二十三條第一項」と、「様式第五号」とあるのは「様式第十一号」と、同条第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「条例第二十六條において準用する条例第二十三條第二項」と、「様式第六号」とあるのは「様式第十二号」と、第八條中「第二十五條第三項第八号」とあるのは「条例第二十六條において準用する条例第二十五條第三項第八号」と、第九條中「第二十五條第四項」とあるのは「条例第二十六條において準用する条例第二十五條第四項」と、「様式第七号」とあるのは「様式第十三号」と読み替えるものとする。

(立入調査員証明書)

第十一条 条例第三十八條第二項に規定する証明書は、様式第十四号によるものとする。

附則

1 (施行期日)
この規則は、昭和三十五年十一月一日から施行する。

附則

1 この規則は、昭和五十二年十一月一日から施行する。

附則

1 この規則は、昭和六十年十一月一日から施行する。

附則

1 この規則は、昭和六十三年十一月一日から施行する。

附則

2 青少年保護条例の一部を改正する条例(昭和六十三年宮城県条例第二十四号)附則第二項の規定により同条例による改正後の青少年保護条例第八条の二第一項の規定が適用される者に対する改正後の青少年保護条例施行規則(以下「新規則」という。)第四条第一項の規定の適用については、新規則の規定による様式第二号中「設置したい」とあるのは「設置している」と、「設置予定年月日」とあるのは、「設置年月日」と、「販売(貸付け)開始予定年月日」とあるのは「販売(貸付け)開始(予定)年月日」とする。

附則

3 この規則の施行の際現に交付されている改正前の青少年保護条例施行規則の規定による立入調査員証は、新規則の規定による立入調査員証明書とみなす。

附則

1 この規則は、平成八年七月一日から施行する。

附則

2 青少年保護条例の一部を改正する条例(平成八年宮城県条例第九号。以下「条例第九号」という。)附則第七項の規定により条例第九号による改正後の青少年保護条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号。以下「新条例」という。)第八条の六において準用する第八条の二第一項の規定が適用される者に対する改正後の青少年保護条例施行規則(以下「新規則」という。)第九条において準用する新規則第五条第一項の規定の適用については、新規則の規定による様式第八号中「設置したい」とあるのは「設置している」と、「設置予定年月日」とあるのは「設置年月日」と、「販売(貸付け)開始(予定)年月日」とあるのは「販売(貸付け)開始(予定)年月日」とする。

附則

1 この規則は、平成八年七月一日から施行する。

附則

2 青少年保護条例の一部を改正する条例(平成八年宮城県条例第九号。以下「条例第九号」という。)附則第七項の規定により条例第九号による改正後の青少年保護条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号。以下「新条例」という。)第八条の六において準用する第八条の二第一項の規定が適用される者に対する改正後の青少年保護条例施行規則(以下「新規則」という。)第九条において準用する新規則第五条第一項の規定の適用については、新規則の規定による様式第八号中「設置したい」とあるのは「設置している」と、「設置予定年月日」とあるのは「設置年月日」と、「販売(貸付け)開始(予定)年月日」とあるのは「販売(貸付け)開始(予定)年月日」とする。

附則

3 条例第九号第八項の規定により新条例第八條の二第一項の規定が適用される者に対する新規則第五条第一項の規定の適用については、新規則の規定による様式第二号中「設置したい」とあるのは「設置している」と、「設置予定年月日」とあるのは「設置年月日」と、「販売(貸付け)開始(予定)年月日」とあるのは「販売(貸付け)開始(予定)年月日」とする。

附則

4 条例第九号附則第十項の規定により新条例第九條第一項の規定が適用される者に対する新規則第十條第一項及び同條第二項の規定の適用については、同項第五号中「開始(予定)年月日」とあるのは「開始したい」とあり、新規則の規定による様式第十四号中「開始したい」とあるのは「開始している」と、「営業開始(予定)年月日」とあるのは「営業開始年月日」とする。

附則

5 条例第九号附則第十二項の規定により新条例第十三條第一項の規定が適用される者に対する新規則第十二條第一項及び同條第二項の規定の適用については、同項第四号中「開始(予定)年月日」とあるのは「開始(予定)年月日」と、「新規則の規定による様式第十七号中「販売をしたい」とあるのは「販売をしている」と、「販売開始(予定)年月日」とあるのは「販売開始年月日」とする。

附則

6 この規則の施行の際現に表示又は交付されている改正前の青少年保護条例施行規則の規定による自動販売機等の表示又は届出済証若しくは立入調査員証は、それぞれ新規則の規定による図書類自動販売機等の表示又は届出済証若しくは立入調査員証明書とみなす。

附則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附則

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし第二条の規定は、同年七月一日から施行する。

附則

2 この規則の施行の際現に交付されている第一条の規定による改正前の青少年保護条例施行規則第十條の規定による立入調査員証は、第一条の規定による改正後の青少年健全育成条例施行規則第十條の規定による立入調査員証とみなす。

3 第二条の規定の施行の際現に交付されている第一条の規定による改正前の青少年保護条例施行規則第十條の規定による立入調査員証及び第一条の規定による改正後男青少年健全育成条例施行規則第十條の規定による立入調査員証は、第二条の規定による改正後の青少年健全育成条例施行規則第十一條の規定による立入調査員証とみなす。

附則

この附則は、平成十七年十月一日から施行する。

附則

この規則は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十六号)の施行の日から施行する。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、別表第二国立南蔵王青少年野営場の項及び国立花山少年自然の家の項は、公布の日から施行する。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。